「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリーや金貨はないか」とせかされ、指輪などの貴金属を出した。合計１２００円の明細書とお金を渡され物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。

・買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。

・必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。

・不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８　※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

　ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓